

2022年9月

お客様各位

中央労働金庫

休眠預金等に係るカードローン解約のお取扱いについて

平素は〈中央ろうきん〉をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、休眠預金等活用法に基づき、休眠預金等として預金保険機構へ納付された口座であっても預金は引き続き払い戻すことができますが、対象預金口座を返済用口座に指定しているカードローン契約につきましては、約定に基づき口座解約となりますのでご案内申し上げます。

【カードローン解約の条件】

カードローンの返済用口座が休眠預金等となった口座、かつカードローン利用残高が0円になってから3年間カードローンのご利用がない口座。

なお、カードローン解約後に利用をご希望される場合、新規でのお申込み・審査が必要となります。

■お問合せ先

中央労働金庫お客様相談デスク

0120-86-6956【平日 9:00～18:00】

以上